

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第19条及び同条例施行規則第11条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置：龍ヶ崎市一般会計当初予算

【件名】新学校給食センター整備事業

金額：2,840,464千円

期間：令和元年度～令和5年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

本事業における初期投資的費用は以下のとおりである。

| 年度 | 項目 | 金額（千円） | 備考 |
|-----|-------------------------------|-----------|----|
| 元年度 | 委託料、境界確定、地質調査等 | 27,942 | |
| 2年度 | 委託料 | 22,793 | |
| 3年度 | 委託料、造成工事、建築工事、 公有財産購入費 | 953,053 | |
| 4年度 | 委託料、建築工事、調理設備工 事、調理・施設備品購入 | 1,435,704 | |
| 5年度 | 委託料、建築工事 | 400,972 | |
| 合計 | | 2,840,464 | |

※事業期間を2年間延伸。

※用地購入は、土地開発基金により先行取得。造成工事着手時に買戻し予定。

(2) 経常的経費

当該施設における「維持管理にかかる経常コスト」は、10年目は29,532千円、20年目は32,623千円、30年目は36,032千円、30年間のトータルでは898,628千円と試算した。

「事務・事業運営にかかるコスト」は、10年目は46,331千円、20年目は51,179千円、30年目は56,532千円、30年間のトータルでは1,409,830千円と試算した。

「償還金等」は、10年目は78,192千円、20年目は76,663千円、29年目で償還が終了し、30年間トータルでは2,510,971千円と試算した。

「年別合計」の試算結果は、10年目は154,055千円、20年目は160,465千

円、30年目は92,564千円、向こう30年間のトータルでは4,819,429千円と試算した。

(3) 更新費用

「大規模改造・更新にかかるコスト」については、給食設備の更新を21年目に行うこととし試算した。

3. 事業の目的及び社会的便益等

【事業の目的】

学校給食センターは第一調理場と第二調理場の二施設があり、小中学校の児童・生徒約6,000人に給食を提供している。

第一調理場は、昭和59年度の建築から30年以上が経過し老朽化が進行しており、調理機器についても修繕を繰り返し使用している状況である。第二調理場は平成11年度建築から20年が経過し経年劣化が進行しており、調理器具についても更新時期を迎えている。

平成20年には「学校給食法」の改正があり、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置付けられたことから、適正な衛生管理の徹底が求められている。また、学校給食は学校給食法の中で「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」とある。

これからの龍ヶ崎市を担う小中学校児童生徒の成長に重要な役割を担っており、社会的利便性は高いものと考えられることから、安全安心な給食を提供するため学校給食センターの建て替えを行う。